

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第1章 総則			
第1条 目的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	- (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2 関係法令および本規定の遵守	○ (本文十一号)	○※	※番号の繰り上げ、用語の置き換え等のみの変更（以下、保安規定変更有無の※にて同様） 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(6)）に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質保証			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	設置許可本文（十一号）との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制			
第1節 組織および職務			
第4条 保安に関する組織	○ (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条 保安に関する職務	○ (添付書類五、八)	○	設置許可添付書類五、添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等(5)）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会			
第6条 原子力発電安全委員会	○ (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八（11.2 保安管理体制）に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7条 削除			
第8条 原子力発電安全運営委員会	○ (添付書類五、八)	○※	設置許可添付書類五、添付書類八（11.2 保安管理体制）に原子力発電安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 主任技術者			
第9条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五、八)	○※	設置許可添付書類五、添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八（11.2 保安管理体制）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第10条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	○※	設置許可添付書類五に、原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行う旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第10条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 削除			
第11条 削除			
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第12条 構成および定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 (保安規定第1編内の定義、第4章内の構成について記載しているのみ)
第12条の2 原子炉の運転期間	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第13条 運転員等の確保	○ (本文、添付書類八、十)	-	設置許可本文、添付書類八(11.2保安管理体制)、添付書類十(5.1重大事故等対策)他に運転員等の体制に関する記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第13条の2 運転管理業務	- (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(11.3運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定に定める原子炉施設運転上の制限、条件及び異常時の措置を遵守するとともに、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行うことその他、運転員の教育訓練、異常時の運転手順書等についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第14条 巡視点検	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(1.7火災防護に係る基本方針など)他に巡視点検を行う旨記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第15条 運転管理に関する社内標準の作成	○ (本文、添付書類八、十)	○※	設置許可本文、添付書類八(1.1.1.9誤操作防止及び容易な操作、11.3運転管理)、添付書類十他に異常時の運転手順書等の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第16条 引継	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条 原子炉起動前の確認事項	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第18条 火災発生時の体制の整備	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(1.7火災防護に関する基本方針、11.8非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の2 内部溢水発生時の体制の整備	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(1.8溢水防護に関する基本方針、11.8非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の2の2 火山影響等発生時の体制の整備	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(1.10火山防護に関する基本方針、11.8非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の3 その他自然災害発生時等の体制の整備	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(1.9竜巻防護に関する基本方針、11.8非常時の措置)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の4 資機材等の整備	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(10.1非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の5 重大事故等発生時の体制の整備	○ (本文、添付書類十)	-	設置許可本文、添付書類八(11.8非常時の措置)、添付書類十(5.1重大事故等対策)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第18条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	○ (本文、添付書類十)	-	設置許可本文、添付書類八(11.8非常時の措置)、添付書類十(5.2大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項、11.8非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第2節 運転上の留意事項			
第19条 水質管理	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備、5.8 化学体積制御設備)に蒸気発生器2次側の水質管理、1次冷却材の水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第19条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	○ (添付書類八)	○※	設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備)に原子炉冷却材圧力バウンダリとなる隔離弁の施錠管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 運転上の制限			
第20条 停止余裕	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第21条 臨界ボロン濃度	○ (添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第22条 減速材温度係数	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条 制御棒動作機能	○ (添付書類八、添付書類十)	○※	設置許可添付書類八(6.1 原子炉制御設備)、添付書類十(1.1 安全評価に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第24条 制御棒の挿入限界	○ (添付書類八、添付書類十)	-	添付書類八(6.1 原子炉制御設備)、設置許可添付書類十(1.1 安全評価に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第25条 制御棒位置指示	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(6.2 原子炉計装)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第26条 炉物理検査－モード1－	○ (添付書類八)	-	添付書類八(6.2 原子炉計装)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第27条 炉物理検査－モード2－	○ (添付書類八)	○※	添付書類八(6.2 原子炉計装)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第28条 化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第29条 原子炉熱出力	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類二(3 熱出力および熱平衡)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第30条 熱流束熱水路係数(FQ(Z))	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第31条 核的エンタルピ上昇熱水路係数(F ^N _{ΔH})	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第32条 軸方向中性子束出力偏差	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第33条 1/4炉心出力偏差	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(6. 計測制御系統施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第34条 計測および制御設備	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(6. 計測制御系統施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第35条 DNB比	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(3.4 熱水力設計)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第36条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第37条 1次冷却系-モード3-	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文(五号)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第38条 1次冷却系-モード4-	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(5.2 余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第39条 1次冷却系-モード5(1次冷却系満水)	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(5.2 余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第40条 1次冷却系-モード5(1次冷却系非満水)	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(5.2 余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第41条 1次冷却系-モード6(キャビティ高水位)	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(4.2 使用済燃料ピット水浄化冷却設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第42条 1次冷却系-モード6(キャビティ低水位)	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(4.2 使用済燃料ピット水浄化冷却設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第43条 加圧器	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(6. 計測制御系統施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第44条 加圧器安全弁	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第45条 加圧器逃がし弁	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第46条 低温過加圧防護	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第47条 1次冷却材漏えい率	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第48条 蒸気発生器細管漏えい監視	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(5.1 1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第49条 余熱除去系への漏えい監視	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(5.2 余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第50条 1次冷却材中のよう素131濃度	○ (本文、添付書類十)	-	設置許可本文、添付書類十(4. 重大事故及び仮想事故の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第51条 蓄圧タンク	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第52条 非常用炉心冷却系-モード1、2および3-	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(5.3 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 サーベイランスの実施方法について(実条件性能確認)の補足説明資料にて整合を説明する。

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第53条 非常用炉心冷却系－モード4－	○ (本文、添付書類八)	○	サーベイランスの実施方法について（実条件性能確認）の補足説明資料にて整合を説明する。
第54条 燃料取替用水ピット	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八（5.2 余熱除去設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第55条 削除			
第56条 原子炉格納容器	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（9.1 原子炉格納施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第57条～第63条 削除			
第64条 原子炉格納容器スプレイ系	○ (本文、添付書類八)	○	サーベイランスの実施方法について（実条件性能確認）の補足説明資料にて整合を説明する。
第65条 アニュラス空気浄化系	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（9.3 アニュラス空気浄化設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第66条 アニュラス	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（9.1 原子炉格納施設）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第67条 主蒸気安全弁	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第68条 主蒸気隔離弁	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第69条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類十（2.3 炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第70条 主蒸気逃がし弁	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第71条 補助給水系	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第72条 復水ピット	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八（5.11 蒸気タービン及び附属設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第73条 原子炉補機冷却水系	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（5.9.1 原子炉補機冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第74条 原子炉補機冷却海水系	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（5.9.2 原子炉補機冷却海水設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第75条 制御用空気系	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八（6.9.1 制御用空気設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第76条 中央制御室非常用循環系	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（8.2 換気空調設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第77条 安全補機室空気浄化系	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八（9.3 アニュラス空気浄化設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第78条 外部電源	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八（10.1 非常用電源設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第78条の2、第78条の3 削除			

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第79条 ディーゼル発電機－モード1、2、3および4	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第80条 ディーゼル発電機－モード1、2、3および4以外－	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第81条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第82条 非常用直流電源－モード1、2、3および4－	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第83条 非常用直流電源－モード5、6および 照射済燃料移動中－	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第84条 所内非常用母線－モード1、2、3および4－	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第85条 所内非常用母線－モード5、6および 照射済燃料移動中－	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(10.1 非常用電源設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第86条 1次冷却材中のほう素濃度－モード6－	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(3. 原子炉及び炉心)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第87条 原子炉キャビティ水位	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第88条 原子炉格納容器貫通部	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(5. 工学的安全施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第89条 使用済燃料ピットの水位および水温	○ (本文、添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第90条 重大事故等対処設備	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八に重大事故等対処設備に係るに記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第91条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第91条の2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第92条 運転上の制限の確認	－	○	設置許可に記載はないが、サーベランスについては、実条件性能確認の観点で実施することを追加し、保安規定審査基準改正を反映したものであり、実施方法について、設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第93条 運転上の制限を満足しない場合	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第94条 予防保全を目的とした点検・保 修を実施する場合	－	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第95条 運転上の制限に関する記録	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置			
第96条 異常時の基本的な対応	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第97条 異常時の措置	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第98条 異常収束後の措置	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理			

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第99条 新燃料の運搬	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第100条 新燃料の貯蔵	○ (本文、添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第101条 燃料の検査	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第102条 燃料の取替等	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第103条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第104条 使用済燃料の運搬	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第105条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文、添付書類八、九)	○	設置許可本文、添付書類八(11.5 放射性廃棄物管理)、添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では、第2条(基本方針)でALARAを記載しているが、第6章においても追記)
第105条の2 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文、添付書類八、九)	○※	設置許可本文、添付資料八(7.3 固体廃棄物処理設備、11.5 放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.4 固体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第105条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第105条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第105条の5 輸入廃棄物の管理	○ (本文)	○	設置許可本文(八号)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第106条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文、添付書類八、九)	-	設置許可本文、添付資料八(7.2 液体廃棄物処理設備、11.5 放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.3 液体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第107条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文、添付書類八、九)	-	設置許可本文、添付資料八(7.1 気体廃棄物処理設備、11.5 放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.2 気体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第108条 放出管理用計測器の管理	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(8.1 放射線管理設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第109条 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第7章 放射線管理			
第1節 区域管理			
第110条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文、添付書類八、九)	○	設置許可本文、添付書類八(11.6 放射線管理)、添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では、第2条(基本方針)でALARAを記載しているが、第6章においても追記)

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第110条の2 管理区域の設定・解除	○ (本文、添付書類八、九)	○	設置許可本文、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第111条 管理区域内における区域区分	○ (本文、添付書類九)	-	設置許可本文、添付書類九（2.3.3 管理区域内の区分）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第112条 管理区域内における特別措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第113条 管理区域への出入管理	○ (本文、添付書類八、九)	-	設置許可本文、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.3.1 人の出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第114条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文、添付書類九)	-	設置許可本文、添付書類九（2.3.1 人の出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第115条 保全区域	○ (本文、添付書類八、九)	-	設置許可本文、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.5 保全区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第116条 周辺監視区域	○ (本文、添付書類八、九)	-	設置許可本文、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.6 周辺監視区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 被ばく管理			
第117条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文、添付書類八、九)	○	設置許可本文、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.4 個人管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第118条 床・壁等の除染	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定			
第119条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文、添付書類八、九)	-	設置許可本文、添付書類八（11.6放射線管理）、添付書類九（2.2 管理区域等の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第119条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文、添付書類九)	○	設置許可本文、添付書類九（3.1 空間放射線量等の監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第120条 放射線計測器類の管理	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八（8.1 放射線管理設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理			
第121条 管理区域外等への搬出および運搬	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第122条 発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5節 請負会社の放射線防護			
第123条 請負会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他			
第124条 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 施設管理			

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第125条 施設管理計画	○ (本文、添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(13.7 保守)に「保安規定に定める定期的な検査、保修及び改造に関する事項を遵守」との記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第125条の2 設計管理	-	○	設置許可に記載はなく、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第125条の3 作業管理	-	○	
第125条の4 使用前事業者検査の実施	-	○	
第125条の5 定期事業者検査の実施	-	○	
第125条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 および長期施設管理方針	-	○※	
第9章 非常時の措置			
第126条 原子力防災組織	○ (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八(11.8 非常時の措置に基本的な方針の記載)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第127条 原子力防災要員	○ (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八(11.8 非常時の措置に基本的な方針の記載)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第127条の2 緊急作業従事者の選定	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第128条 原子力防災資機材等の整備	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第129条 通報経路	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第130条 原子力防災訓練	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第131条 通 報	○ (添付書類八)	-	添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第132条 原子力防災体制等の発令	○ (本文、添付書類八)	-	本文、添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第133条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第134条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八(11.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第134条の2 緊急作業従事者の線量管理等	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第135条 原子力防災体制等の解除	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第10章 保安教育			
第136条 所員への保安教育	○ (添付書類五、八)	○※	添付書類五、添付書類八(11.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第137条 請負会社従業員への保安教育	○ (添付書類五)	-	添付書類五に一部、協力会社を含む教育・訓練の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第11章 記録および報告			
第138条 記 録	○ (添付書類八)	○	添付書類八(11.12 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第139条 報 告	○ (添付書類八)	-	添付書類八(11.12 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

大飯発電所原子炉施設保安規定 第1編運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉および4号炉）
 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理（案）

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
添付1 異常時の運転操作基準	○ (本文、添付書類十)	-	設置許可本文、添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準	○ (本文、添付書類八)	○※	設置許可本文、添付書類八に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	○ (本文、添付書類十)	○※	設置許可本文、添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付4 管理区域図	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付5 保全区域図	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。